(5)　第一位置にあるハッチに関する想定荷重は、長さ二十四メートルの船舶については毎平方メートル二トンまで減少させることができるものとし、長さ百メートルの船舶については毎平方メートル三・五トン以上とする。第二位置にあるハッチの荷重については、それぞれ、毎平方メートル一・五トンに減少させることができるものとし、及び毎平方メートル二・六トン以上とする。全ての場合において、中間の長さに対応する値は、一次補間法によつて求めるものとする。

（ポンツーン・カバー）

(6)　可搬式ビームと併用するハッチ・カバーの代りに使用するポンツーン・カバーが軟鋼製であるときは、その強さは、第十六規則⑵から⑷までの規定に従い、計算しなければならず、また、このようにして計算された最大応力と係数一・四七との相乗積は、材料の最小の上降伏点強さを超えてはならない。ポンツーン・カバーは、たわみを支点間隔の〇・〇〇四四倍以下とするように設計しなければならない。ポンツーン・カバーの上面を形成する軟鋼板の厚さは、スチフナーの心距の一パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか大きいもの以上でなければならない。

(7)　軟鋼製以外のポンツーン・カバーの強さ及び剛性は、軟鋼製のものと同等と主管庁が認めるものでなければならない。

（受け金又は受け口）

(8)　可搬式ビームの受け金又は受け口は、堅固な構造のものでなければならず、また、ビームの効果的な取付け及び保持のための手段とならなければならない。回転式のビームを使用する場合には、装置は、ハッチを閉鎖したときにビームが適正な位置にとどまることを確保するものでなければならない。

（クリート）

(9)　クリートは、くさびの勾配に合うように造られなければならない。クリートは、少なくとも幅が六十五ミリメートルのものとし、その中心から中心までの間隔が六百ミリメートルを超えないように配置しなければならない。各側面の両端のクリートの位置は、ハッチの隅から百五十ミリメートルを超えてはならない。

（バッテン及びくさび）

(10)　バッテン及びくさびは、効果的でなければならず、また、良好な状態になければならない。くさびは、硬質の木材その他これと同等の材料のものでなければならない。くさびは、勾配が六分の一以下で、先端の厚さが十三ミリメートル以上のものでなければならない。

（ターポリン）

(11)　第一位置又は第二位置の各ハッチには、良好な状態のターポリンを少なくとも二層備えなければならない。ターポリンは、防水され、かつ、十分な強さを有しなければならない。ターポリンは、少なくとも承認された標準の重量及び品質の材料のものでなければならない。

（ハッチ・カバーの定着）

(12)　第一位置又は第二位置の全てのハッチには、ターポリンをバッテンで留めた後各ハッチ・カバーをそれ自体で効果的に定着するための鋼製のバーその他これと同等の装置を備えなければならない。長さ一・五メートルを超えるハッチ・カバーは、少なくとも二のこのような定着装置によって定着しなければならない。

第十六規則　鋼その他これと同等の材料の風雨密のハッチ・カバーによって閉鎖されるハッチ

(1)　第一位置及び第二位置にある全てのハッチは、鋼その他これと同等の材料のハッチ・カバーを備えなければならない。第十四規則⑵に規定する場合を除くほか、ハッチ・カバーは、風雨密でなければならず、かつ、ガスケットと併用する締付け装置を備えなければならない。風雨密を確保し、かつ、維持する装置は、主管庁が十分と認めるものでなければならない。その配置は、いかなる海面状態においても風雨密を維持することができることを確保するものでなければならず、このため、風雨密性の試験は、最初の検査の際に行うものとし、また、更新検査及び年次検査の際又は一層頻繁に行うべきものとすることができる。

（ハッチ・カバーの最小設計荷重）

(2)　長さ百メートル以上の船舶については、

(a)　船首から船舶の長さの四分の一の範囲に位置する第一位置のハッチ・カバーは、次の方程式によって計算された船首垂線における波浪荷重に対して設計されなければならない。

波浪荷重＝5＋（LH－100）a

この場合において、

Hは、長さ百メートル以上三百四十メートル以下の船舶については長さLとし、長さ三百四十メートルを超える船舶については三百四十メートルとする。

Lは、第三規則に定義する船舶の長さとし、メートルで表す。

aは、表16.1に掲げるとおりとする。

各ハッチ・カバー・パネルについて用いられる設計荷重は、中間点の位置において決定されたものとする。

当該ハッチ・カバーは、表16.2に示すところにより船首から船舶の長さの四分の一の範囲の後端において毎平方メートル三・五トンまで直線的に減少させなければならない。

(b)　他の全ての第一位置のハッチ・カバーは、毎平方メートル三・五トンとなるように設計しなければならない。

(c)　第二位置のハッチ・カバーは、毎平方メートル二・六トンとなるように設計しなければならない。

(d)　第一位置のハッチが少なくとも一の船楼の標準の高さだけフリーボード甲板よりも高い位置にある場合には、当該ハッチについては毎平方メートル三・五トンとなるように設計することができる。

表16.1

	a
B型フリーボード船舶	0.0074
第27規則(9)又は(10)の規定によって減少させたフリーボードを指定された船舶	0.0363

(3)　長さ二十四メートルの船舶については、

(a)　船首から船舶の長さの四分の一の範囲に位置する第一位置のハッチ・カバーは、船首垂線における毎平方メートル二・四三トンの波浪荷重に対して設計されなければならず、また、表16.2に示すところにより船首から船舶の長さの四分の一の範囲の後端において毎平方メートル二トンまで直線的に減少させなければならない。各ハッチ・カバー・パネルの設計荷重は、中間点の位置において決定されたものとする。

(b)　他の全ての第一位置のハッチ・カバーは、毎平方メートル二トンとなるように設計しなければならない。

(c)　第二位置のハッチ・カバーは、毎平方メートル一・五トンとなるように設計しなければならない。

(d)　第一位置のハッチが少なくとも一の船楼の標準の高さだけフリーボード甲板よりも高い位置にある場合には、当該ハッチについては毎平方メートル二トンとなるように設計することができる。

(4)　長さ二十四メートルを超え百メートル未満の船舶については、船首垂線と〇・二五Lとの間の位置に関し、波浪荷重は、表16.2に示す値の一次補間法によって得られるものとする。